

## 第1回総則検討部会

- 1 と き 平成22年5月31日（月）午後1時～3時
- 2 と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンター女性コーナー
- 3 出席者 部会長、委員4名、事務局
- 4 協議内容
  - (1) 開会
  - (2) 自己紹介
  - (3) 事務局から総則検討部会の役割（検討項目）の確認
  - (4) 部会長から総則検討部会のスケジュールを説明
    - ・自治基本条例にどういうことを規定するのか、項目をリストアップし条文は事務局がつくる。規定すべき項目を整理して全体会に持っていくのが部会の役割
    - ・漏れなく項目を抽出するのは難しいが、中川委員長もおられるので専門的な目でフォローをしていただく。
    - ・回数は4回を予定しているが、必要であれば回数増もあり得る。
  - (5) ワークショップ  
（別紙「西脇市自治基本条例検討委員会総則検討ワークショップ（第1回）」に基づき進行）
    - I 今回のWS（＝ワークショップ）の目標
      - ・自治基本条例のイメージをつかむ
      - ・その背景である自治体（＝自分たちのまち）を考え直す。
      - ・条例は道具なので、どんなまちをつくるかによって道具のあり方が異なる。そのため、将来のビジョンを出し合って、そのビジョンを実現するためにどのような仕組みが必要かを考えるのが今日の目標
    - II 自治基本条例のおさらい
      - ・自治基本条例は自治体運営・自治体経営（自治体を動かしていく）の設計図
      - ・まちの最高規範（設計図＝一番基本的な見取り図）
      - ・全市民、全公共分野に関わるもの
      - ⇒ 一番基本的なものであり、全てにかかわるもので遠い存在ではない
      - ・「仕組み」を定めるもの
      - ⇒ 福祉、子育て、教育など個別のことではなく、基本的な仕組みを定めるもの。
      - ・しかし「条例」、されど「条例」
      - ⇒ 法律より規模的には小さいが、基本的なルールと考えると大変重要なもの
      - ・自治、自律の基本←自分たちで創るまち
      - ⇒ 自分たちのまちを自分たちで創るためのルールをつくることは、市民にとっての大きな権利であり、責務でもある。
      - ⇒ 条例を自分たちでつくるということは、自分たちのまちを自分たちで運営することに繋がり、自分たちの自律性を主張するための足がかりとなるもの。
      - ・「市民が主人公」（民主主義）の礎
      - ⇒ 市民が主人公というのは、民主主義の原点であり、市民が主人公であるた

めの基礎として自治基本条例をつくることが大事

⇒ 仕組みづくりであるが、実際にまちを動かすための仕組みなので、まちがどういうふう動くかというイメージがなくてはできない。したがって、検討の際には子育てや環境、協働など具体的なイメージをベースにして考えることが必要

- Ⅲ 西脇（自治体、市民、市）ってなに？ 何でできている？（中段①）のWS
- ・西脇市は何でできているのか。市役所のことだけではなく、市民や来訪者なども属性の一つであると考えて各自の意見を発表

《出てきた意見》

3本の川（杉原川、野間川、加古川）、黒田の名のとおり田畑（土）が良い、温暖な気候、山に囲まれ自然が豊か、釣針が日本一、山田錦、播州織、黒田庄ビーフ（産地）、畜産、地域資源に富んだまち、日本のへそのまち、子午線が通るまち、パッチワークが盛ん、市民、働きに来る人、ふるさと納税してくれた人、公園・広場、神社・仏閣、住宅（杉の焼板が特徴的）、工場（のこぎり屋根）、会社（釣針など）、橋が多い、道に名前がある（しばざくら通りなど）、田畑（農業が盛ん）、へその駅、鉄道・電車（横尾忠則氏のラッピング電車）、公民館（地域活動が盛ん）、市役所（職員）、学校、店・商店街（買物客）、娯楽施設（パチンコ屋が多い）、ホテル・旅館、病院、岡之山美術館（来館者）、NPO・ボランティア団体・サークル、子ども、4人に1人が高齢者、外国人、区長（自治会長）、議会（議員）、市長、県、高校駅伝、都会でもないけどすごく田舎でもない、西脇市出身の有名人が人口の割りに多い、地区によって特色が異なる（市街地と農村区域）、歴史、各グループ間の情報交換が少ない、行政の枠を飛び出した繋がりが無い、広報で誰でも書き込めるウェブ（掲示板）が無い、産業が停滞している、地域の良いところが知られていない、情報が不十分 など

\*自治基本条例は、上記の構成要素全体をカバーする。

⇒ 駅、橋、道路等を直接どうにかするものではないが、つくり方やメンテナンスの仕方等の仕組につながる部分がどこかで出てくる。

⇒ それぞれの要素は単体（バラバラに）であるのではなく、全て組み合わせて動くことで西脇市というものになっている。

\*自治基本条例の中で「市民」などの言葉の定義が必要

⇒ 言葉を定義する時は、その境目を決めないといけない。

\*自治基本条例は、自治体の基本条例、自治体とは一体何か？

⇒ 狭く言えば、市役所だけを自治体と言う場合があったが、自治基本条例が自治体全般の設計図となれば、市役所の設計図になってしまう。

⇒ 住民、自治会、会社やお店等も自治体の構成員であり、自治体というものはもっと広い範囲で捉える方がいい。

⇒ 自治基本条例は、自分たちのまちをつくっているもの全部をカバーしながら、それらが上手く動くための仕組みをつくるもの。

\*ただし、商売などの取引のルールは自治基本条例の範疇ではない。

⇒ 商取引は、商法や各種法令、慣例などに基づくもの。

- ⇒ 商取引と自治基本条例の領域を分けるものは何か？
- ⇒ 自分で働きかければ、関わることができるかできないか、関わりがオープンかどうか分かれ目で、自治基本条例の対象はそういう開かれた部分ではないか  
(開かれている＝公共)
- ⇒ 公共の提供者は役所だけではない。

#### IV 将来のビジョンから今のまちを見る（下段③）のWS

- ・自治基本条例は、まちの発展や住民の幸福を実現するための基礎になる仕組みであり、この仕組みづくりを考えることがこの委員会の目的ですが、仕組みを考えるためには「どんなまちにしていけばよいのか？（将来のビジョン）」を考えて、「そのためにはどんな仕組みが必要か？」を検討し発表

《出てきた意見（将来、西脇をどういうまちにしたいか？）》

- ① 安全・安心
  - ・道路、防犯など安全、安心して暮らせるまち
  - ・ひとりでも安心して暮らせるまち
  - ・ゴミひとつ落ちていない美しいまち
  - ・車道と歩道の安全、安全な散歩道がある
- ② 健康・福祉
  - ・子どもの多いまち
  - ・子育てしやすいまち
  - ・子どもの声が聞こえるまち
  - ・高齢者にとって病院へ行きやすく、近くに銀行や買い物のできる店がある
  - ・健康が維持できる（歩ける、体操）
  - ・元気な高齢者が多いまち
- ③ 産業
  - ・産業が潤っている（経済的に豊かになっている）
  - ・やれる仕事がある
- ④ コミュニケーション
  - ・コミュニケーションが多く存在するまち
  - ・町内の会話があり活気がある
  - ・ご近所と仲良く交流の場がある
  - ・世代の違う人々の集いの場がある
  - ・みんなが協力して色んなことができるまち
- ⑤ 思いやり
  - ・老若男女の平等感がある
  - ・思いやりのある人づくり
- ⑥ アイデンティティ、伝統・文化
  - ・自然が豊か（文化）
  - ・他市町村の人に自慢ができる
  - ・市外からもたくさんの人がやって来るまち

- ・伝統がしっかりと守られている

\*①～⑥のようなまちを実現するための仕掛が色々とある。

→市役所、区、自治協、ボランティア、NPO等

それぞれの役割があり、それらが上手く動くための仕掛けや仕組みが必要であるというのが自治基本条例の根底

《①～⑥の目標（ビジョン）を実現するためには何（どんな仕組み）がいるのか？》

① 安全・安心

- ・歩道をつくる、段差をなくす
- ・街灯を増設する
- ・地域の自主防災グループの活発化

② 健康・福祉

- ・幼稚園の複数年保育
- ・子ども会を盛り上げたい
- ・子育てボランティアの活動できるセンター
- ・仕事・病気・ボランティア活動などに対する臨時の託児
- ・市民のニーズをくみ取る
- ・相談窓口を分かりやすくする
- ・寝たきり防止の健康増進活動
- ・高齢者が活躍できる場の提供

③ 産業

- ・産学の連携

④ コミュニティ

- ・地域で井戸端会議の開催
- ・ご近所同士での会話を大切にする（挨拶など）
- ・地域コミュニティの活性化
- ・仲良しグループづくり
- ・世代間の交流

⑤ 思いやり

- ・問い合わせに対して必ず回答をする

⑥ アイデンティティ、伝統・文化

- ・NPOと行政、企業が手を組んで自然を守る
- ・活動ガイドセンター
- ・自然エネルギーの活用
- ・民話、歴史、人物などの資料整理
- ・小学校で西脇市のことを学べる資料を整える
- ・情報公開、情報が流れる仕組み

\*課題に対してどうしたらよいのか意見を出し合ったが、いきなり仕組みを考えるのは難しい。でも、ヒントになることは、この中に結構出ている。

- ・近所同士の会話から仲良しグループをつくり、井戸端会議をすることで、

地域コミュニティの活性化につなげていくという仕掛けは大事であるし、コミュニケーションができれば、安全・安心の問題もかなり解消される。

- ・ 様々な主体がどのようにネットワークをつなぐかというの仕組みづくりの話
- ・ ネットワークをつなぐために、情報が流れていくことが必要であるが、情報公開条例等などの仕組みが必要

☆ 条例をつくる際に、いきなり法律や条例から入って、こうあるべきというような話から入るのではなく、西脇市はどういう設計図で動いているのか、まちの目標をどうするのか、その実現のためにはどんな仕組みが必要なのかという発想から入っていった方がいい条例になるのではないかと。今日の議論を頭に置いて次の議論に入ればより背景の強いものができる。

#### V 自治基本条例をつくっていくための注意点（上段中の吹き出し）

- ・ 条例をつくってもすぐに忘れられてしまう条例になってはいけない。
- ・ 条例は道具である。きちんとして使いやすくなければいけない。
- ・ 使いやすいためには、ニーズを上手く受け止められる仕組みが必要
- ・ ビジョンを実現させるためにはどんな道具が必要か？という発想で取り組む。
- ・ 使いやすいためには、分かりやすくなければいけないが、言葉が分かりやすだけでなく、何のためにつくったかが分かるようにする。
- ・ みんなが知っている（お互いに共有できる）ものでなければいけない。
- ・ 条例をつくる段階で周囲の人にPRし、意見を聞かせてもらう。
- ・ 行政が勝手につくったものではなく、みんなで自分たちの知恵を絞ってつくったものであることをシンポジウムやフォーラム等で市民にPRする。
- ・ 自治基本条例は規制する条例ではなく、何かを可能にする、夢を実現するための仕組みづくりであることを念頭に置いておく。

☆ 地域のコミュニケーションが活発化し、役所もきちんと機能して動き、市民との関係も良くなり楽しい情報がつくれるような夢のあるものにする。せっかく自治基本条例をつくる以上は、夢のあるものでなければ意味が無い。

#### (6) 今後の開催予定

- ・ 第2回総則検討部会 平成22年6月25日（金）19：00～ 女性コーナー
- ・ 第3回総則検討部会 平成22年7月15日（木）13：00～ 女性コーナー